

目黒区一般廃棄物処理基本計画改定案について

1 計画改定の背景

「目黒区一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、区市町村が、一般廃棄物の適正な処理を進めるための基本方針を明らかにするものである。

現行計画は、平成19年度から28年度までを計画期間としている。

この間、国においては、平成25年5月閣議決定の「第三次循環型社会形成推進基本計画」の中で、リサイクルより優先すべき2R「リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）」の取り組みや有用金属の回収・有害物質の適正処理、災害時の廃棄物処理システムの強化など「質にも着目した循環型社会の形成」の方向性が示されている。

このような状況の中、社会情勢や区民ニーズの変化、関係法令等の改正及び目黒区廃棄物減量等推進審議会からの答申を踏まえ、目黒区一般廃棄物処理基本計画改定案を取りまとめた。

なお、「一般廃棄物処理基本計画」改定後、その実現に向けて、ごみ減量と資源化につながる施策を展開していく。

2 一般廃棄物処理基本計画改定の主な経緯

平成26年	7月16日	廃棄物減量等推進審議会へ「一般廃棄物処理基本計画」の改定について諮問
平成27年	6月3日	廃棄物減量等推進審議会答申
	10月14日	都市環境委員会へ改定素案の報告
	10～11月	改定素案を公表、パブリックコメント実施し、区民説明会開催
平成28年	1月	改定素案に対するパブリックコメントの実施結果(別添資料1-2)を踏まえて一般廃棄物処理基本計画改定案を取りまとめた

3 改定素案からの主な変更点 (別添資料1-3のとおり)

改定素案に対する意見要望については別添資料1のとおりである。改定素案から大幅な修正は行っていないが、パブリックコメントや審議会委員の意見を踏まえ、23区及び関係機関との連携や、国に対する要請活動の取り組みなどについて新たに記述した。

また、より丁寧な説明として、基礎的分析やPDCAサイクルの考え方の具体的な説明を追記するとともに、イラストや図表、説明文について、わかりやすい表現に改めた。

個々の意見・要望等については、事業運営や他の計画の中で検討するとともに、今後の一般廃棄物処理基本計画の推進に向けて参考にしていく。

4 改定案

一般廃棄物処理基本計画改定案(概要版)(別添資料1-4のとおり)

一般廃棄物処理基本計画改定案(別添資料1-5のとおり)

5 今後の予定

平成28年 3月

計画策定、公表

めぐろ区報(3月25日号)及びホームページ等で計画について区民
へ周知

以 上